

令和7年 第1回市議会 定例会 追加議案概要

【議案第69号】 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するもの

○(主な改正内容)

- ・消防従事者等の補償基礎額の改定
最低額 9,100円 → 9,700円
最高額 14,200円 → 14,500円
- ・扶養に係る補償基礎額の改定
配偶者 217円 → 100円
子 333円 → 383円
- ・消防団員の補償基礎額の改定

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u> (12,500円)	<u>13,700円</u> (13,350円)	<u>14,500円</u> (14,200円)
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u> (10,800円)	<u>12,100円</u> (11,650円)	<u>12,900円</u> (12,500円)
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u> (9,100円)	<u>10,500円</u> (9,950円)	<u>11,300円</u> (10,800円)

※括弧内は改正前の補償基礎額

○令和7年4月1日から施行